

議 事 録

会議名	第1回 寒川町立保育園運営委員会		
日 時	平成24年6月1日（金）午後2時00分～4時00分	開催形態	公開
場 所	寒川町役場議会棟 議会第1会議室		
出席者	委員長：斎藤、副委員長：山本 委 員：佐藤（美）、柏木、熊谷、佐藤、原田 事務局：福田（少子高齢化担当参事）、天野（課長）、赤井、内藤		
議 題	<ul style="list-style-type: none"> ・会長及び副会長の選出について ・保育の現状について ・寒川町立保育園の民設化方針（案）のパブリックコメント実施について ・その他 		
決定事項	特になし		
議 事	別紙のとおり		
資 料			
議事録承認委員及び議事録確定年月日	斎藤 恒雄 山本 加代子	(平成24年6月12日確定)	

○質疑

【保育園の現状について】

(特になし)

【寒川町立保育園の民設化方針（案）のパブリックコメント実施について】

委員 民設化検討委員会では、保育園3園を同時期に同じ事業所をお願いするということがあったと思いますが、方針の中にその文言は入らないのでしょうか。

事務局 3園同時期に民設化するという事は、方針（案）7ページ（IV民設化の推進2民設化の実施（計画））に記載してありますが、同じ事業所という部分については、8ページ（2運営に関する条件）の中に含める予定です。保育士の経験年数等の細かい条件もこちらに含めます。

委員 保育士の条件等は運営に関する条件に含めてもよいと思いますが、3園同時期に同じ事業者でということは、方針に記載した方がよいのでは。

委員 この案は、パブリックコメントを求めるものなので、あまり細かい条件を入れると大きな流れが見えにくくなってしまうと思います。

事務局 「寒川町立保育園民設化検討委員会報告書」には、細かい条件も載っています。町は今後こうする、ということを経段階では町民に何もお知らせしていない。この案は、町の方針を町民にむけ周知するものです。政策会議や部長会議でも、報告書の意見に基づいて進めていくことが決定しています。町民に訴えかける中身としては、詳細な条件が決まっていると、意見を出す必要性がないとも思われかねないと考えます。

委員 あまりに細かい部分まで決まっているとなると、町は、広く町民からの意見を求めにくいのだと思います。方針案にある「3園同時に民設化します」という部分と報告書をふまえて、町民も意見を出してくれると思います。資料を読み込んでいただければ、主旨は伝わると思います。

委員 諸条件の中に含まれているということなので、それで結構です。検討委員会の意見については、生かす方向でやっていただければと思います。

事務局 どこまでを町民の方にお示しするかは、とても難しい。民設化検討委員会からの報告書を3月にいただいて、2ヶ月という現在までの期間では、報告書の意見を尊重したうえで、担当課で考えるべきことがまだまだある状況です。方針案の内容は、そのぎりぎりのラインかと考えています。

委員 運営委員会の委員は、結論が出るまで同じ委員が務めるというものではない。民設化検討委員会に出していない委員がいる中で、方針案だけ読んですぐ理解してほしいというのは無理があると思います。

委員 運営委員会は、期間が決まっていて、その時間の中で答えを出すという委員会ではないですね。

事務局 民設化検討委員会は、保育園の民設化を検討するためだけに期間限定で集まっていたもので、たまたま、この委員会から民設化検討委員になっていただいた方が多かったということです。運営委員会は、今回のような案件がなければ、保育の現状などをお知らせする場で、保育園の運営について検討していただくもの、

民設化検討委員会は保育園の民設化について検討していただくもので、組織も違います。今回は、民設化検討委員会から報告を受けたことに対して、町が考える方針の報告と、パブリックコメントを実施することをご承知いただきたいということで議題としたものです。

委員 わかりました。

委員 園長先生はご心配に思うことがあるかもしれませんが、民設化検討委員会で検討したことを重視して、結果を出していただければと思います。

事務局 神奈川県内の待機児童が画期的に減少したと言われますが、これは相模原市や横浜市等都市部での減少によるもので、それ以外の市町村ではあまり変化はない状況です。方針案の2ページにある人口推計からは、年少人口が少なくなっていくのがわかりますが、経済状況等からご両親が仕事をしなければならぬ状況があるようなので、保育需要もまだまだあるのかなと思います。町も今まで通り進めていくというわけではなく、少しずつ良い方向に進めていかなければと考えています。

委員 方針案5ページ6)保育サービスの部分、「午前7時から午後7時までの12時間保育」の中には延長保育も含んでいると思うのですが、「通常保育以外の延長保育」というのは、12時間を超える保育サービスのことでしょうか。もしそうならば、この部分については説明が必要だと思いますが。

事務局 「通常保育以外の保育の充実」が、「12時間を超える延長保育のさらなる充実」という意味で記載しています。

委員 現在の保育以外の保育サービスを望む声が多いということですか？そういうことならば、パブリックコメントをするにあたって、この書き方では町民の方にわかりにくいかもしれませんね。

委員 通常保育が午前8時から午後4時まで、それ以外に延長保育と障がい児保育も実施している。そしてさらなる充実、という文章にすると伝わるのでは。

委員 「午前7時から午後7時までの12時間保育で、延長保育や障がい児保育をしています」という文章ならば、12時間保育に延長保育等が含まれていることがわかる。さらに、「通常保育のほかに」という部分に延長保育という言葉が出れば、12時間保育以外の延長保育なんだな、ということが理解していただけたと思います。

事務局 該当部分については、「午前7時から午後7時までの12時間保育や障がい児保育を実施していますが」を、「午前7時から午後7時までの12時間保育で延長保育や障がい児保育を実施していますが」に修正します。

委員 人口推計はどのように出しているのですか。

事務局 説明書きが次の3ページになってしまっているのですが、平成27年と平成32年については、町の総合計画に基づいていまして、コーホート法による推計です。